

資料 1 防災組織関係

1-1 防災関係機関一覧表

1 国関係

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所	0985-24-8221	宮崎市大工2-39
九州農政局宮崎支局	0985-22-3181	宮崎市老松2丁目3番17号
九州森林管理局宮崎南部森林管理署	25-1115	日南市飫肥5-3-45
第十管区海上保安本部宮崎海上保安部	22-3022	日南市油津4-12-1
宮崎地方気象台	0985-25-4033	宮崎市霧島5-1-4
陸上自衛隊都城駐屯部隊	0986-23-3944	都城市久保原1-12
航空自衛隊新田原基地	0983-35-1121	新富町大字新田19581
航空自衛隊高畑山分屯基地	77-0303	串間市大字本城4
日本郵政串間郵便局	72-1213	串間市大字西方5616

2 県関係

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
宮 崎 県 庁	0985-26-7111	宮崎市橘通東2-10-1
県 災 害 対 策 本 部	0985-29-3915	宮崎市橘通東2-10-1
県 危 機 管 理 局	0985-26-7066	宮崎市橘通東2-10-1
宮 崎 県 警 察 本 部	0985-31-0110	宮崎市旭1丁目8-28
串 間 警 察 署	72-0110	串間市大字西方3914-1
南 那 珂 農 林 振 興 局	23-4312	日南市戸高1-12-1
串 間 土 木 事 務 所	72-0134	串間市大字西方8970
日 南 保 健 所	23-3141	日南市吾田西1-5-10

3 その他

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
串 間 市 社 会 福 祉 協 議 会	72-6943	串間市大字西方9365-8
はまゆう農業協同組合串間支所	72-2111	串間市東町7-7
串 間 市 大 東 農 業 協 同 組 合	74-1101	串間市大字奈留5237-1
南 那 珂 森 林 組 合	72-0259	串間市大字串間2324-1
串 間 市 漁 業 協 同 組 合	72-0020	串間市大字西方15071-128
串 間 市 東 漁 業 協 同 組 合	76-1515	串間市大字大納136
串 間 商 工 会 議 所	72-0254	串間市大字西方5657
九州電力送配電(株)日南配電事業所	23-0859	日南市中央通1-8-8
日 本 放 送 協 会 宮 崎 放 送 局	0985-32-8111	宮崎市江平西2-2-15
西日本電信電話(株)宮崎支店	0985-23-8014	宮崎市広島1-5-3
日本赤十字社宮崎県支部串間市地区	72-6943	串間市大字西方5655
串 間 市 民 病 院	72-1234	串間市西方7917
九州旅客鉄道(株)宮崎支社	0985-51-5988	宮崎市東大淀2-60
宮 崎 県 ト ラ ッ ク 協 会	0985-53-6767	宮崎市恒久1-7-21
宮 交 タ ク シ ー (株)	72-0112	串間市大字西方6559-1
宮 崎 県 L P ガ ス 協 会	0985-52-1122	宮崎市赤江飛江田774

1-2 串間市防災会議条例（昭和38年4月2日 串間市条例第12号）

改正 平成8年3月29日 条例第8号 平成12年3月27日 条例第44号
平成18年3月28日 条例第11号 平成25年3月25日 条例第4号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、串間市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を掌る。

- (1) 串間市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 串間市水防計画について審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者
 - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要であると認める者
- 6 前項の委員の定数は、35名以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職

員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第44号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(串間市水防協議会条例の廃止)

2 串間市水防協議会条例(平成5年串間市条例第30号)は、廃止する。

附 則 (平成25年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 串間市防災会議運営要領 (昭和39年8月6日施行)

改正 昭和40年6月10日 平成8年3月29日
平成16年5月10日 平成18年3月31日 告示第14号
平成28年9月28日 告示第70号
令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、串間市防災会議条例（昭和38年串間市条例第12号）第5条の規定に基づき串間市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長において必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第3条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 災害対策本部設置について市長に対する意見具申
- (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項
- (3) その他軽易と認められる事項

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(事務局)

第4条 会議の事務を処理するため、事務局を串間市役所危機管理課に設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 事務局員

- 2 事務局長は、串間市危機管理課長を充てる。
- 3 次長は、串間市危機管理課長補佐を充てる。
- 4 事務局員は、串間市危機管理課の職員を充てる。

(事務局長)

第5条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(処理事項)

第6条 事務局には次に掲げる事項を処理する。

- (1) 文書の收受、発送、保管に関すること。
- (2) 会議に提出する議案の作成及び浄書に関すること。
- (3) 会議の重要事項の記録、保管に関すること。
- (4) 議決事項の処理に関すること。
- (5) 会長の命ずる事項
- (6) その他委員、又は専門委員から命ぜられた事項

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則 (昭和40年6月10日)

この要領は、公表の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日)

この要領は、公表の日から施行する。

附 則 (平成16年5月10日)

この要領は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第14号)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月28日告示第70号)

この要綱は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

1-4 串間市防災会議委員名簿

会長 串間市長

区 分	機 関 名	職 名
指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者	宮崎南部森林管理署 九州農政局宮崎支局 宮崎地方气象台 第十管区海上保安本部 宮崎海上保安部	署 長 総括農政推進官 次 長 部 長
宮崎県の知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者	串間土木事務所 日南保健所 南那珂農林振興局	所 長 所 長 局 長
宮崎県警察の警察官のうちから市長が任命する者	串間警察署	署 長
市長がその部内の職員のうちから指名する者	串間市	副市長 総務課長 総合政策課長 都市建設課長 福祉事務所長 農地水産林政課長 市民生活課長 上下水道課長 総看護師長 生涯学習課長 会計課長
教育長	教育委員会	教 育 長
消防長及び消防団長	串間市消防本部 消防団	消 防 長 消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	日本郵政公社串間郵便局 西日本電信電話(株)宮崎支店 九州電力送配電(株)日南配電事業所 南那珂医師会串間医師団 九州旅客鉄道(株)宮崎支社 宮交タクシー(株)串間営業所	局 長 支 店 長 所 長 代 表 支 社 長 所 長
市長が特に必要であると任命する者	航空自衛隊第13警戒隊 都城自衛隊第43普通科連隊 串間市自治会連合会 串間市建設業協会 串間市社会福祉協議会 宮崎県防災士ネットワーク 串間支部	司 令 第3中隊長 会 長 会 長 推薦する委員 推薦する委員

1-5 串間市災害対策本部条例 (昭和38年4月2日 串間市条例第13号)

改正 平成8年3月29日 条例第9号 平成24年9月28日 条例第27条

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、串間市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。